オーストラリア　第2-3回総括所見　2019年10月　JD仮訳

障害者権利委員会

CRPD/C/AUS/CO/2-3

Concluding observations on the combined second and third periodic reports of Australia

Committee on the Rights of Persons with Disabilities

**I.はじめに**

1. 委員会は、2019年9月12日と13日に開催された第499、500回の会議（CRPD / C / SR.499と500参照）で、オーストラリアの第2と第3の合併定期報告書（CRPD / C / AUS / 2-3）を検討し、2019年9月20日の第511回会議で、本総括所見を採択した。

2. 委員会は、委員会の報告ガイドラインに従って報告前事前質問事項（CRPD / C / AUS / QPR / 2-3）に応じて作成された、オーストラリアの第2、第3の合併定期報告書を歓迎する。

3. 委員会は、報告書の検討中に開催された建設的対話を高く評価し、締約国に対し、関連政府省庁の代表を含む高レベルの代表団を称賛する。

**II.肯定的側面**

4. 委員会は以下を評価する。

（a）2013年全国障害保険制度法の採択。

（b）2018年障害インクルージョン法、1986年障害サービス法、障害者司法計画および1992年障害者差別法行動計画などの州および準州の法律および政策の採択。

（c）開発支援「すべての人の開発2015-2020」のための障害インクルーシブ戦略の採用。

（d）新全国障害者雇用枠組みの採択。

（e）「アボリジニおよびトーレス海峡島民の障害のある人に対する行政の対応成果を改善するオーストラリア政府計画」の採択。

（f）2019年の「障害のある人への暴力、虐待、ネグレクト、搾取に関する王立委員会」の設立。

（g）「全国障害者・介護者諮問委員会」の設立。

（h）公的機関における7％の障害者雇用目標を導入する公約。

（i）連邦、州、および準州の複数のソースおよびシステムからのデータを、障害のある人の要求のより完全な全体像を示すためにまとめる新しい全国障害データセットの承認。

**III.主な関心分野と推奨事項**

**A.一般原則と義務（第1〜4条）**

5. 委員会は以下について懸念している。

（a）国内の法的枠組みと条約が十分調和していない。

（b）条約第12条、17条、18条に関する解釈宣言の見直しと撤回に進展がなかった。

（c）全国障害戦略2010-2020の第3次実施計画の公表が大幅に遅れている。

（d）条約に関連する政策の策定、実施、および監視における、代表組織を通じた障害のある人の完全かつ効果的な関与のための、全国障害戦略および全国障害協定の下で利用可能な仕組みが弱く、資金が限られている。

（e）個人が全国障害保険制度のサービスの受給資格を得るために受けなければならない障害評価。これは障害の医学モデルに依然として大きく依存しており、障害のある高齢者、文化的・言語的な多様な背景の障害のある人、アボリジニおよびトーレス海峡島民の障害のある人および知的または心理社会的障害のある人に、平等な機会を提供していない。

（f）複雑な手続き、公的に利用可能なアクセシブルな情報の制限、および遠隔地でのサービスの欠如により、全国障害保険制度が利用できない。

（g）継続的で、個人が利用でき、独立した権利擁護プログラムのための資源が持続可能でなく、不十分である。

**6. 委員会は、締約国が以下を行うことを勧告する。**

**（a）障害のある人の権利に影響を与える可能性のある法律の変更に関して、障害のある人の権利への影響評価（disability rights impact assessments）を実施することにより、国内法と条約を完全に調和させる。**

**（b）条約第12条、17条、18条の解釈宣言を見直し、撤回する。**

**（c）全国障害戦略を実施するための第3次計画を展開する。**

**（d）障害のある人の多様な組織との緊密な協議および効果的な参加により、全国障害協定および次期全国障害戦略が、生産性委員会による勧告の実施を含め、適切な資源、測定可能な目標と強力な監視の仕組みを備えた実施計画、正式な実施報告枠組み、評価、管理および説明責任の要件をもつ。**

**（e）全国障害保険制度の下での支援制度の障害評価基準を見直し、障害の人権モデルに合わせ、障害のある高齢者、文化的および言語的に多様な背景を持つ障害のある人、アボリジニおよびトーレス海峡島民の障害のある人および知的または心理社会的障害のある人への適切な支援を確保する。**

**（f）全国障害保険制度の手続きを簡素化し、明確にし、その透明性を高めること。そしてその情報を公開し、アクセス可能にすることを含めて、制度がすべての分野の障害のある人の多様で交差的要求（intersecting requirements）を満たすようにする。**

**（g）障害のある人が、継続的で持続可能で適切な資源を備え、個人を対象とし、独立した権利擁護プログラム、特に全国障害保険制度に組み込まれている権利擁護プログラム以外のものにアクセスできるようにする。**

7. 委員会は、障害のある人が、その代表組織を通じて条約の実施と監視に積極的に参加できるための、恒久的で効果的な仕組みがないことを懸念している。

**8. 委員会は、締約国が、障害のある子どもを含む障害のある人の、その代表組織を通じた条約の実施および監視への参加に関する委員会の一般的意見第7号（2018年）に沿って、障害児を含む障害のある人が、その代表組織を通じて条約を実施するための法律および政策の策定と実施に、完全かつ効果的な参加を確保するための正式かつ恒久的な仕組み（適切な資源と必要な支援の提供を含む）を確立することを勧告する。締約国が、「障害のあるアボリジニおよびトーレス海峡島民の状態を改善するためのオーストラリア政府計画」の策定、実施、監視および評価のすべての側面において、アボリジニおよびトーレス海峡島民の障害のある人および特にその代表組織を参加させることを勧告する。**

**B.具体的権利（第5〜30条）**

**平等及び無差別（第5条）**

9. 委員会は、特に連邦レベルで、障害のある人を組織的、交差的（intersectional）、および複合的な形態の差別から保護する効果的な立法枠組みがないこと、アボリジニおよびトーレス海峡島民の障害のある人は特に不利であり、多くの場合彼らに影響を与える問題について協議を受けていないこと、そして障害のある人が、既存の法律（特に1992年障害差別禁止法）に基づく苦情申し立ての仕組みにアクセスできないことを懸念する。

**10. 平等と無差別に関する一般的意見No. 6（2018年）に沿って、委員会は、締約国が差別禁止法、特に1992年障害者差別禁止法を強化すること、という以前の勧告（CRPD / C / AUS / CO / 1、パラグラフ15）を、次の目的を持って繰り返す。**

**（a）単一、複数、および/または**多面的**な性格の差別を認識し、アクセスの欠如と差別的行動への体系的な苦情申し立て、代表者およびグループによる提訴および制裁を可能にし、差別の**組織的、多面的**および複合的形態に対処し、禁止する。**

**（b）障害のある人、特に、支援の必要性が高い人や、知的または心理社会的障害のある人が自分で決断し、行動を起こし、苦情を申し立てるのを支援する。**

**障害のある女子（第6条）**

11. 委員会は以下について懸念している。

（a）全国障害保険制度に基づくサービスにアクセスできる、特にアボリジニおよびトーレス海峡島民出身の障害のある女性および少女の割合が低い。

（b）障害のある女性と少女が、女性の権利と男女平等に関する政策の策定に参加する機会が限られている。

**12. 委員会は、障害のある女性と少女に関する一般的意見No. 3（2016年）に沿って、および持続可能な開発目標のターゲット5.1、5.2、および5.5を考慮して、締約国が障害のある女性や少女に対する複合的及び交差的差別（intersectional discrimination）に対処するための措置を強化すること、そして特に次のことを勧告する。**

**（a）障害のある女性および少女、特にアボリジニおよびトーレス海峡島民**出身の**女性および少女の、全国障害保険制度に基づくサービスへのアクセスを促進する。**

**（b）障害のある女性と少女、特にアボリジニおよびトーレス海峡島民の障害のある女性と少女を代表する組織とネットワークを適切に支援し、ジェンダー平等と女性と少女の進歩を促進する政策の開発に効果的に参加できるようにする。**

**障害のある児童（第7条）**

13. 委員会は以下について懸念している。

（a）子どもの権利実現全国行動計画で障害のある子どもの権利に焦点が当たっていない。

（b）障害児の早期介入事業へのアクセシビリティの不足。
（c）障害のある子どもが参加し、意見を表明するための障害・年齢に適した支援がない。

（d）アボリジニとトーレス海峡島民の障害児とその家族への文化的に適切な支援の欠如。

（e）締約国および沖合の収容施設にいる障害のある難民と亡命希望の子どもの状況。

**14. 委員会は、締約国が以下を行うことを勧告する。**

**（a）子どもの権利を実現するすべての全国行動計画の中に、障害のある子どもの権利に焦点を当てることを盛り込む。**

**（b）質が高く、人権に基づく早期介入の制度への障害のある子どものアクセスを確保する。**

**（c）障害のある子どもが、自分の権利や利益に影響を与えるすべてのことについて意見を述べられるように、年齢に応じた支援と配慮を提供するために、すべての法律を改正する。**

**（d）田舎の地域社会に住むアボリジニおよびトーレス海峡諸島の障害のある子どもたちとその家族に対する文化的に適切な支援と資金を提供する。**

**（e）すべての難民と亡命希望の子ども、特に障害のある子どもとその家族を収容施設から緊急に退所させ、個別的な支援の提供を確保し、合理的配慮の拒否が差別であることを認識する。**

**意識の向上（第8条）**

15. 委員会は、あらゆるレベルでの協調した努力の欠如、および障害のある人、特に女性、アボリジニおよびトーレス海峡諸島の人々、文化的および言語的に多様な背景を持つ障害のある人、および障害のあるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス、クィアの人々が、障害のある人の代表組織を通じて、条約に沿った障害に関する意識向上へのとりくみ（障害のある人の貢献に対する肯定的なイメージと意識を促進するキャンペーンを含む）に参加することの少なさを懸念している。

**16. 委員会は、締約国がすべての障害のある人の権利に対する肯定的なイメージと理解を促進する中央政府戦略を策定することを勧告する。そして、すべての意識向上活動の開発と実施において、すべての障害のある人、特に女性、アボリジニおよびトーレス海峡島民、文化的および言語的に多様な背景を持つ人、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス、**クィア**で障害のある人の代表組織の協議と参加を確保することを勧告する。**

**施設及びサービス等の利用の容易さ（第9条）**

17. 委員会は以下について懸念している。

（a）「アクセシブルな公共交通機関の障害基準2002」、「障害基準（施設へのアクセス-建物）2010」および「障害サービス全国基準」の遵守を報告する全国枠組みの欠如。

（b）アクセスできない既存建築物の率の高さ、および全国建設法における住宅に関する国の法定アクセス要件の欠如。

（c）条約に基づくあらゆるアクセシビリティ義務を実施するための、包括的かつ効果的な手段の欠如（情報通信技術およびシステムの欠如を含む）。

**18. 条約第9条およびアクセシビリティに関する一般的意見第2号（2014年）に照らして、委員会は、締約国が、持続可能な開発目標の目標9とターゲット11.2および11.7を考慮に入れて次のことを行うことを勧告する。**

**（a）「アクセシブルな公共交通の障害基準2002」、「障害基準（施設へのアクセス-建物）2010」および「障害サービス全国基準」の遵守を報告する全国枠組みを確立し、施行する。**

**（b）すべての新規と大幅改造の住宅に対してアクセス義務を課す連邦法改正。**

**（c）情報通信技術およびシステムに関するものを含め、条約に基づくすべてのアクセシビリティ義務を実施するため、そして遵守違反に対する効果的な制裁措置を確保するため、公共調達基準の策定など、必要な立法および政策措置を講じる。**

**生命に対する権利（第10条）**

19. 委員会は以下を懸念している。

（a）障害のある人、特に知的障害のある人およびアボリジニおよびトーレス海峡島民のコミュニティ内の障害のある人の平均寿命は、一般人口よりも著しく低い。

（b）とりわけ支援の欠如、貧困および孤立のために、自殺願望を表明するかなりの数の障害のある人がおり、特にアボリジニおよびトーレス海峡島民のコミュニティ内で多い。

（c）介護施設での障害のある人の、早すぎで予想外の、回避可能な死亡の割合が高い。

**20. 委員会は、締約国が以下を行うことを勧告する。**

**（a）障害のある人、特に知的障害のある人およびアボリジニおよびトーレス海峡島民コミュニティ内の障害のある人の平均寿命の低さに対処する。**

**（b）国の精神保健および自殺予防計画に、障害のある人、特に障害のある子どもに的を絞った対策を含め、アボリジニおよびトーレス海峡島民の障害のある人と協議して、これらの人々の高い自殺率を予防し、特定し、対処する文化的に適切な対策を開発する。**

**（c）医療、社会、教育、地域社会の職員など、障害のある人と一緒に働くすべての専門家の訓練に、障害のある人の自殺予防に対する包括的なアプローチを確保する。**

**危険な状況及び人道上の緊急事態（第11条）**

21. 委員会は、気候変動の影響が障害のある人の不平等と脆弱性を悪化させる一因であることを認識し、以下の欠如を引き続き懸念している。

（a）緊急時の障害固有の（disability-specific）および障害対応の（disability-responsive）支援へのアクセスを確保する、全国的に一貫した危機管理基準。

（b）全国レベルでの「仙台災害リスク軽減枠組み2015-2030」の実施およびその報告プロセスに関する障害者団体の関与の仕組み。

**22. 委員会は、この問題に関する以前の勧告（CRPD / C / AUS / CO / 1、23項）を繰り返し、締約国は、「仙台枠組み」の実施と監視に関して、障害のある人が関与する完全にアクセス可能で包括的な仕組みを、障害のある人の代表組織との緊密な協議のもと、確立することを勧告する。**

**法律の前にひとしく認められる権利（第12条）**

23. 委員会は、オーストラリア法改正委員会の勧告にもかかわらず、特に強制精神科治療に関する決定における後見制度と代替意思決定制度を廃止する取り組みが進展していないこと、およびこれを完全に支援つき意思決定制度に代える行程表の欠如を懸念している。

**24. 委員会は、法の前の平等な認識に関する一般的意見No. 1（2014年）を想起し、締約国に以下を勧告する。**

**（a）法の下における人としての障害のある人の認識を拒否または減少させる目的または効果をもつ法律および政策を廃止し、その慣行および慣習を終わらせる。**

**（b）「連邦法における平等、能力、障害」という題名のオーストラリア法改革委員会の2014年の報告で勧告されている、全国的に一貫した支援付き意思決定枠組みを実行する。**

**司法手続の利用の機会（第13条）**

25. 委員会は以下について懸念している。

（a）裁判制度での障害のある人の平等な参加を支援する法律を一部の州と準州のみが可決し、他の州と連邦政府はそうしていない事実。

（b）障害のある人が地域の他の人と同じ法的保護と救済へのアクセスを支援されることを保証する、連邦・州・準州を通じて全国的に一貫した障害司法計画の欠如。特に合理的および手続き的配慮が十分にはなされていない知的または心理社会的障害のある人について。

（c）法律は依然として障害のある人を弁論に不適と見なしているという事実。

（d）青少年司法制度で有罪判決を受けた障害のある若者、特にアボリジニおよびトーレス海峡島民の男性の若者の過剰な多さ。

（e）「自分自身で法制度を使いこなすことができない」障害のある人を支援するための代替意思決定の継続的な使用。

（f）刑事司法制度のすべての段階での、障害で分類された全国データの欠如（刑務所およびその他の施設で拘留されている人で、弁論に不適とされた人に関するデータを含む）。

**26. 委員会は、締約国が、その代表組織を通じて障害のある人と緊密な協議を行い、差別なく障害のある人の司法への効果的なアクセスを確保することを勧告する。また、締約国は次のことを勧告する。**

**（a）障害のある人の裁判制度への平等な参加に関する法律をすべての州で策定する。**

**（b）障害のある人、特に合理的および手続き的配慮が十分になされていない人が、地域の他の人と同じ法的保護と救済にアクセスすることを確実にするために、政府全体で全国的に一貫した障害司法計画を策定する。**

**（c）刑法および政策を含むすべての州法、準州法、連邦法を条約に準拠させ、すべての障害のある人の適正な手続き保証を確保し、法の前の平等の認識が制限され、裁判に適さないと宣言された人の法的地位の見直しを保障する。**

**（d）少年司法制度におけるアボリジニおよびトーレス海峡諸島の若者の過大な出現に対処し、「司法への道　-　アボリジニおよびトーレス海峡島民の懲役率に関する調査」に含まれる勧告を実施する。**

**（e）司法制度において、障害のある人のために、代替意思決定を廃止し、心理社会的支援を含むジェンダーおよび文化固有の個別支援を提供し、情報アクセスを可能にし、地域社会をベースにした判決の選択肢を提供する。**

**（f）障害のある人との対応および条約の取扱いに関する研修単元を、警察官、刑務官、弁護士、司法官、裁判官および裁判所職員の義務的な研修プログラムに確実に組み込む。**

**（g）刑事司法制度のすべての段階の、障害、年齢、性別、現住地、民族で分類されたデータ（刑務所と他の施設で拘留させられている弁論に不適とされる人の数を含む）を収集する。**

**身体の自由及び安全（第14条）**

27. 委員会は以下について強く懸念している。

（a）障害のある人の恣意的かつ無期限の拘禁と強制治療をもたらす立法上の枠組み、政策、慣行。そしてその枠組み、政策、慣行が、障害のあるアボリジニおよびトーレス海峡の島民および知的または心理社会的障害のある人に偏って大きく影響していること。

（b）上院地域問題検討委員会の2016年の報告「オーストラリアにおける認知障害および精神障害のある人の無期限の拘禁」の勧告にもかかわらず、精神医療センターでの無期限の拘禁を含め、「認知および精神障害」のある人に治療を義務付ける慣行が継続していること。

（c）知的または心理社会的障害のある人の拘留が、多くの場合、無期限または刑事上の判決で課された期間よりも長期間であること。

（d）「認知障害または精神的健康障害」により無罪と判断され、無期限に拘留された人の数および毎年拘留された人の数に関するデータがない。

（e）障害のある子どもが成人用施設で拘留および拘束されていること。

**28. 委員会は、障害のある人の自由と安全の権利に関するガイドライン（A / 72/55、附属書）を想起し、締約国に以下を要請する。**

**（a）機能障害を理由とした自由の剥奪を可能にし、障害のある人、特にアボリジニおよびトーレス海峡島民の障害のある人への強制医療介入を可能にする法律または政策を廃止し、慣行または慣習を中止する。**

**（b）上院地域問題検討委員会の2016年報告「オーストラリアの認知障害および精神障害のある人々の無期限の拘留」に含まれる勧告を実施する。**

**（c）障害のある人を監獄に拘束すること、および無期限のまたは刑事判決で課された期間より長い拘留を停止すること。**

**（d）犯罪の性質、拘禁期間、障害、アボリジニおよびその他の出生、性別、年齢および行政管轄によって分類された、無期限に拘留されている人の数および毎年拘留されている人の数に関するデータを、拘禁の見直しを目的として収集する。**

**（e）いかなる状況下でも障害のある子どもを拘留し、拘束する慣行を終了する。**

**拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由（第15条）**

29. 委員会は以下について強く懸念している。

（a）司法、教育、医療、心理社会的および高齢者介護施設を含むあらゆる状況における、「行動矯正」の口実での向精神薬、身体拘束および隔離の使用と、子どもを含む障害のある人に対する制限的行為を許可する法律、政策および行為。

（b）仲間の囚人および刑務所職員による障害のあるアボリジニおよびトーレス海峡諸島の若者への虐待の報告、特に知的または心理社会的障害のある人の長期にわたる独房監禁の使用、および苦情を申し立てる安全でアクセス可能な手段の欠如。

（c）障害のある人を含んだ予防の仕組みの選定と確立への、障害のある人の代表組織を通じた障害のある人の関与の欠如。

**30. 委員会は、締約国に対し以下を要請する。**

**（a）「**行動矯正**」を口実とした向精神薬、身体拘束および隔離の使用から子どもを含むすべての障害のある人を保護するための全国的に一貫した法および行政の枠組みを確立する。家庭を含むすべての場での体罰を含む制限的な行為の中止。**

**（b）若いアボリジニおよびトーレス海峡島民の障害のある人および知的または心理社会的障害のある人を含む障害のある人を、仲間の囚人および刑務所職員による虐待から保護し、障害のある人が独房監禁に置かれないことを保証するための政策および措置を導入する。**

**（c）全国的な予防の仕組みの確立と運営への障害のある人の組織の効果的関与を保証する。**

**搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）**

31. 委員会は以下について懸念している。

（a）全国障害保険制度の対象とならない障害のある人、高齢の障害のある人、そして特に障害のある女性に必要な、追加の監視、苦情および救済の仕組みの欠如。

（b）「障害のある人に対する暴力、虐待、ネグレクト、搾取に関する王立委員会」が利用できる資源と救済の仕組みの欠如。

（c）オーストラリア人権委員会の報告「暴力のない未来」の勧告が実施されていない。

（d）「女性とその子どもに対する暴力削減全国計画2010〜2022」に、障害のある女性と少女への明確な言及がない。

（e）家庭内暴力、性的暴行および関連する危機に対処するサービスに見られる専門性の不足と制度的障壁が、障害のある女性と少女への適切な支援を妨げている。

（f）障害のある女性と少女に対する暴力に関するデータを収集する方法が、数も範囲も限られている事実。

**32. 委員会は、締約国が以下を行うことを勧告する。**

**（a）全国障害保険制度の対象とならないすべての人、そして特に障害のある高齢女性を含め、あらゆる場面で暴力、虐待、搾取、およびネグレクトを経験した障害のある人のための、国のアクセス可能な監視、苦情および救済の仕組みを確立する。**

**（b）「障害のある人に対する暴力、虐待、ネグレクトおよび搾取に関する王立委員会」のための適切な資源と救済の仕組みを確保する。**

**（c）オーストラリア人権委員会の報告「暴力のない未来」に含まれる勧告を実施する。**

**（d）「女性と子どもに対する暴力を減らすための全国計画2010-2022年」に、このプロジェクトに基づく事業と活動を超えて、障害のある女性と少女を含めることを確保する。**

**（e）障害のあるすべての女性と少女にとってインクルーシブで利用しやすい、ジェンダーと年齢に配慮した、ジェンダーに関連する暴力に対処するサービスを確保し、スタッフが適切に訓練されるようにする。**

**（f）障害のある女性および少女に対する暴力に関するデータを収集するために使用されるデータ収集手段の方法が制限されていることに対処する。**

**個人をそのままの状態で保護すること（第17条）**

33. 委員会は以下を強く懸念している。

（a）障害のある人、特に女性や少女への強制不妊手術、強制中絶、強制避妊が継続的に実践されており、これらがまだ合法的とされていること。

（b）多様な性的特徴をもって生まれた乳児および小児への親の同意の無い手術が濫用されていること。また、介入を受ける者の自由なインフォームドコンセントの無い、あるいはそれらを実施する必要性の証拠が示されない、その他の半強制的および不可逆的な医学的介入が濫用されていること。

**34. 委員会は、締約国に対し以下を要請する。**

**（a）条約に沿って、2004年家族法規則（Family Law Rules 2004）の条項などの、医療処置の適用に関する法令を見直し改正する。障害のある女性と少女に対する、自由なインフォームドコンセントが**無い**場合の大人と子どもの不妊手術、避妊の管理および中絶強要を禁止する統一的な法制を採択する。**

**（b）法的同意年齢未満のインターセックスの子供に対する外科的、ホルモン的その他の医療処置を含む、不必要で侵襲的かつ不可逆的な医療介入の実施を明示的に禁止する明確な法規定を採択する。またインターセックスの子どもの家族に適切なカウンセリングと支援を提供し、そのような医療処置を受けたインターセックスの人に救済を提供する。**

**（c）何らかの種類の機能障害に基づく、合意のない電気ショック療法の使用を禁止する。**

**移動の自由及び国籍についての権利（第18条）**

35. 委員会は以下について懸念している。

（a）1958年移民法および1994年移民規則の健康要件などの移民および難民の法律。これらは難民および移民手続きにおける障害のある人に対する差別を認めている。

（b）1992年障害者差別禁止法が1958年移民法の特定の規定を免除しており、障害のある人が除外されている。

（c）非永住ビザの移民が高齢支援年金および障害支援年金を利用するためには10年の資格期間が必要である。

（d）障害のある難民および亡命希望者のナウル、パプアニューギニアその他の「地域の処理国」へ移送されている。

**36. 委員会は、締約国が以下を行うことを勧告する。**

**（a）移民法および政策を見直し、改正して、障害のある人が移民および難民に関連する手続きでも手順でも差別を受けないようにする。特に1958年移民法の特定の規定の中の1992年障害者差別禁止法の免除を削除する。**

**（b）移民が高齢支援年金・障害支援年金を利用するための10年間の適格期間を削除する。**

**（c）国連難民高等弁務官事務所のいわゆる「措置保留案件（legacy caseload）」の亡命希望者の保護に関するファクトシートで要求されているように、難民および亡命希望者、特に障害のある人のナウル、パプアニューギニアおよびその他の「管轄地域諸国（regional processing countries）」への移送を停止する。そして、移民拘留中の障害のある人に対する最低限の医療と支援の基準を確立する。**

**自立した生活及び地域社会への包容（第19条）**

37. 委員会は以下について懸念している。

（a）「障害者専用住居」の枠組みが入所施設の設立を促進および推奨しており、その結果、障害のある人が全国障害保険制度の支援を利用するために特定の生活環境で生活しなければならない状況となっていること。

（b）障害のある人の居住地を選択する能力を大きく制限する、適切で手頃な価格でアクセス可能な社会住宅が欠如していること。

（c）「高齢者居住ケアにいる若年者」行動計画は、高齢者介護施設に住む障害のある人を含む65歳未満の人の数を減らす方法を概説するだけであり、実態を終わらせるものになっていないこと。

**38. 委員会は、締約国が以下を行うことを勧告する。**

**（a）全国障害保険制度の利用資格のない障害のある人が、施設生活から地域での自立生活に移行することを支援する方法への取り組みを含め、すべての障害者用居住施設を閉鎖し、施設入所を防止することを目的とした全国的枠組みを開発する。**

**（b）アクセシブルな社会住宅の割り当ての実施や、アクセシブルな住宅におけるユニバーサルデザイン原則の漸進的な適用を保証するための規制と基準の策定を含め、障害のある人のための公的および社会住宅の範囲、価格の妥当性、アクセシビリティを広げる。**

**（c）2025年までに65歳未満の人が高齢者居住ケアに入所または居住しないようにするために、「高齢者居住ケアの若年者」行動計画を改訂する。**

**個人の移動を容易にすること（第20条）**

39. 委員会は、特にアボリジニおよびトーレス海峡島民の、および遠隔地での、障害のある人の移動補助具および機器の使用に対処し、強化し、促進するための地元で利用可能な解決策が不足していることを懸念している。

**40. 委員会は、締約国が、アボリジニおよびトーレス海峡島民の障害のある人と、その代表組織を通じて、またそのコミュニティにおいて協力し、アボリジニおよびトーレス海峡島民の地域内および遠隔地において補助器具と機器の使用を妨げる可能性のある根本的な構造的障壁に対処するために、地域に適した解決策を策定することを勧告する。**

**表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（第21条）**

41. 委員会は、障害者差別禁止法の規定のほかに、情報が完全にアクセス可能であることを要求する法的拘束力のある情報通信基準が存在しないことを懸念している。

**42. 委員会は、締約国が、政府機関に明確なコミュニケーションの使用を義務付ける平易な言語法を制定することを勧告する。また、情報、特に法律、政策、制度および義務の重要な変更に関するすべての情報が、点字、読みやすい版、手話言語（Auslan）を含むアクセシブルな様式、手段および形式で提供され、コミュニケーション支援が日常的に利用できるように、法的拘束力のある情報およびコミュニケーション基準を制定することを勧告する。また、締約国が手話言語（Auslan）の使用を促進・支援し、資格のある手話言語通訳者を確実に利用できるようにするための措置を講じることを勧告する。**

**家庭及び家族の尊重（第23条）**

43. 委員会は以下について懸念している。

(a) 障害のある親が他の親よりも、しばしば障害を理由に子どもを引き離される可能性が高い事実があること、および親としての責任を行使する際に障害のある親に提供される支援が欠如していること。

（b）特に障害のある女性、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックス、クィアの障害者が、生殖補助技術を利用する際に被る差別が報告されていること。

**44. 委員会は、締約国が以下を行うことを勧告する。**

**（a）児童または両親の一方または両方の障害を理由に、児童が両親から引き離されないようにする。**

**（b）障害のある親のための包括的かつジェンダー及び文化的に特異的な子育て及び家族支援措置を採用する。**

**（c）障害のある女性、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックス、クィアの障害のある人が、生殖補助技術を平等に利用できるようにする。**

**教育（第24条）**

45. 委員会は以下について懸念している。

（a）「教育のための障害基準2005」の2015年レビューの多くの勧告が実施されていないこと。

（b）分離された教育、隔離、孤立、年齢にふさわしい場の欠如を経験している障害のある生徒の大幅な増加、および通常の学校におけるインクルーシブ教育の資金の不足。

（c）拘束やいじめ事例を含め、障害のある生徒に関する全国的な分類されたデータがないという事実。

**46. インクルーシブ教育を受ける権利に関する委員会の一般的意見第4号（2016年）及び持続可能な開発目標のターゲット4.5及び4.aに沿って、委員会は、教育に関する前回の勧告（CRPD/C/AUS/CO/1, para.46）を再度表明し、締約国に次のように勧告する。**

**（a）「教育のための障害基準2005」について、障害者団体と協議の上、しっかりと見直し、その見直しで生じる提言を実施し、インクルーシブ教育のための全国行動計画を策定する。**

**（b）すべてのレベルの障害のある生徒、特にアボリジニとトーレス海峡島民の生徒の差別的分離、隔離、孤立が増加し、年齢に応じた適切な環境が不足していることに対処し、すべての生徒のための全国的なインクルーシブ教育制度に十分な資源を配分する。**

**（c）データ収集の範囲を広げて、配慮を受ける資格が認定されていない障害のある生徒や地元の通常学校に入学できない障害のある生徒の数も含めて収集するとともに、教育達成度、修了率、留年率、退学率、拘束といじめの事例に関するデータも収集する。**

**健康（第25条）**

47. 委員会は、一般人口と比較して、障害のある人、特に遠隔地に住む障害のある人、アボリジニおよびトーレス海峡島民の障害のある人、知的または心理社会的障害のある人、施設で生活する障害のある人、障害のある子どもおよび女性が、健康状態が著しく悪く、情報や、適切で手頃な価格で利用可能な保健サービスおよび機器へのアクセスが悪いという事実に懸念を抱いている。

**48.** **委員会は、締約国が、持続可能な開発目標のターゲット3.7および3.8を達成するための努力において、条約第25条を遵守し、以下を確保するよう勧告する。**

**（a）すべての障害のある人、特に遠隔地に住む障害のある人、アボリジニおよび**トーレス**海峡島民の障害のある人、知的または心理社会的障害のある人、施設で暮らす障害のある人、障害のある女性および子どもが、他の人と対等に情報を入手し、手ごろな価格で利用しやすく、質が高く、文化的に配慮された医療機器および保健サービス（性・生殖・精神保健サービスを含む）を受けることができるようにすること。**

**（b）すべての医療サービスが障害についての非差別的な人権モデルに基づき、いかなる医療処置も当事者の事前の自由なインフォームドコンセントを得た上で提供されること。**

**（c）医療従事者は、障害のある人にアクセスしやすく質の高い医療を提供する能力を高めるために、障害の人権モデルに関する研修を受けること。**

**労働及び雇用（第27条）**

49. 委員会は以下について懸念している。

（a）「全国障害者雇用枠組み」の見直しの範囲が狭く不完全であること、および「障害者雇用サービス」を改革するための明確な方法がないこと。

（b）「オーストラリア障害者雇用機関」（Australian Disability Enterprises）を通じて雇用されている障害のある人の差別的分離が続いており、そのような障害のある人が最低賃金以下の賃金を受け取っているという事実。

（c）障害のある人、特に女性の障害のある人、アボリジニとトーレス海峡島の障害のある人、文化的・言語的に多様な背景を持つ障害のある人、難民・亡命希望者の障害のある人の労働への参加率が低いこと。

**50. 委員会は、締約国が以下を行うことを勧告する。**

**（a）「障害者雇用サービス」を改革する措置を講じ、「働きたい（Willing to work）」調査の勧告を組み入れ、とくにジェンダーに配慮した措置を含む全国障害者雇用戦略を策定する。**

**（b）条約第 27 条を遵守するよう**「オーストラリア障害者雇用機関」**を包括的に見直し、障害のある人が保護的雇用から開放的でインクルーシブで利用しやすい雇用へと移行できるためのサービスを提供し、同価値の労働への同一報酬を確保する。**

**（c）障害のある人、特に障害のある女性、アボリジニおよびトーレス海峡島民の障害のある人、文化的・言語的に多様な背景を持つ障害のある人、難民・亡命希望者の障害のある人が経験する制度的・構造的な障壁に取り組むための措置を実施する。**

**相当な生活水準及び社会的な保障（第28条）**

51. 委員会は以下について懸念している。

（a）障害のある人のかなりの割合が貧困ラインの近く又はそれ以下で生活している事実。

（b）障害支援年金の受給資格制限の存在と障害のある人への新規スタート手当（Newstart Allowance）などの所得支援額の不備。

（c）「全国低価格住宅協定（National Affordable Housing Agreement）」および「全国ホームレス連帯協定（National Partnership Agreement on Homelessness）」 を含む貧困とホームレス削減戦略における障害のある人、特にアボリジニとトーレス海峡島民の障害のある人の考慮の不足。

**52. 委員会は、締約国が以下を行うことを勧告する。**

**（a）すべての**障害のある人**にとってインクルーシブかつアクセス可能な国家的貧困削減計画を策定し、アボリジニおよびトーレス海峡島民の障害のある人の適切な生活水準と社会的保護を受ける権利の実現を優先する。**

**（b）障害のある人が相当な生活水準にアクセスできるために、障害支援年金の受給資格制限を廃止し、失業者新規スタート手当システム（Newstart Allowance unemployment payments）やその他の所得支援金の支給額を引き上げる。**

**（c）「**全国低価格住宅協定**」および「全国ホームレス連帯協定」を含む貧困削減および公営住宅プログラムの実施において、障害のある人を優先的な対象に含める。**

**政治的及び公的活動への参加（第29条）**

53. 委員会は、選挙法が、「精神障害」（unsound mind）の人が、選挙人名簿に名前を載せる権利も選挙で投票する権利もなく、何者かの反対により選挙人名簿から削除される可能性があると規定していることを懸念している。また、選挙手順が完全にアクセス可能なものではなく、障害のある人の投票の秘密が守られる権利が保証されていないことも懸念される。委員会はさらに、障害のある女性、特にアボリジニおよびトーレス海峡島の障害のある女性の政治的および公的活動への参加に関する情報の欠如について懸念している。

**54.** **委員会は、障害のある人が他の人と平等に選挙に投票する権利を確保することに関する前回の勧告（CRPD/C/AUS/CO/1, para.52）を再度表明する。委員会は、締約国に対し、選挙**手順**の完全なアクセスを確保し、**投票の秘密が守られる権利**を保証するための措置を適切な資源をもって策定するよう勧告する。また、締約国は、女性差別撤廃委員会の勧告（CEDAW/C/AUS/CO/8, para.36）を実施し、障害のある女性、特にアボリジニおよびトーレス海峡島の障害のある女性の、あらゆるレベルでの政治生活および公的活動への参加を確保し、促進することを勧告する。**

**文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第30条）**

55. 委員会は、「全盲、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が、発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」を効果的に実施するための具体的な措置の欠如、および障害のある人、特に障害のある子どもの文化的生活、レクリエーション、余暇およびスポーツへの参加を促進する措置が不十分であることを懸念している。

**56.** **委員会は、締約国に対し、障害のある人の代表組織との緊密な協議を通じて、マラケシュ条約の効果的な実施を確保するために、あらゆる適切な措置を講じるよう勧告する。また締約国が、障害のある子どもと障害のある人が文化的生活、レクリエーション、余暇及びスポーツに他の人たちと平等に参加する権利を享受するための努力を強化するよう勧告する。**

**C.特定の義務（第31〜33条）**

**統計及び資料の収集（第31条）**

57. 委員会は、条約に含まれる義務の全範囲に関する分類されたデータの収集と公開のための、国内の一貫した措置の欠如に懸念を抱いている。

**58.** **委員会は、締約国に対し、特に女性、子ども、アボリジニおよびトーレス海峡島民の障害のある人に関して、条約に含まれる義務の全範囲に関する分類されたデータの収集および報告のための、適切で全国的に一貫した措置を確保するために、**全国データ管理本部長室（Office of the National Data Commissioner）**と連携して、国内障害者データの枠組みを策定するよう勧告する。**

**国際協力（第32条）**

59. 委員会は、開発協力の取り組みが障害者に与える影響を測定するための適切な仕組みが存在しないこと、および開発協力パートナーとしての障害者組織の効果的な関与に関する情報が不足していることを懸念する。

**60. 委員会は、締約国が以下を行うことを勧告する。**

**（a）委員会の一般的意見第7号に沿って、「万人のための開発（Development for All 2015-2020）」戦略などの取り組みを含む国際協力の枠組みで開発されたプログラムおよびプロジェクトの設計、実施、監視および評価において、障害のある人の代表組織を通じて、障害のある人の完全かつ効果的な参加を確保するための措置を採択する。**

**（b）条約に沿った開発政策を採択し、その政策は測定可能で具体的な目標と指標を備えたものとし、その政策の原則と価値観を国の開発協力政策とプログラムのすべてに組み込む。そして、障害のある人を直接対象にすること、彼らの関心事を重点的に取り込むことの両方により、国際協力の努力が障害のある人に確実に届くようにする。**

**（c）持続可能な開発戦略2030（2030 Agenda for Sustainable Development）の国内実施及び進捗状況の監視において、障害のある人の権利及び要求を取り込み，主流化する。**

**国内における実施及び監視（第33条）**

61. 委員会は以下について懸念している。

（a）全国障害戦略を効果的に実施するための十分な資源が割り当てられていない。

（b）現在の法的枠組みは、オーストラリア人権委員会が条約の実施を効果的かつ独立して監視する任務を遂行する範囲と権限を制限している。

（c）包括的な政策の枠組みである全国障害者戦略の下に、効果的な監視の仕組みがない。

（d）条約の実施と監視のあらゆる側面に、障害のある人が障害のある人の代表組織を通じて、完全かつ効果的に参加するための正式な仕組みと持続可能な資金が不足している。

**62. 委員会は、国内の実施とモニタリングに関する前回の勧告（CRPD / C / AUS / CO / 1、58項）を再掲し、締約国が以下を行うことを勧告する。**

**（a）全国障害戦略の効果的な実施のために十分な資源が利用可能であることを確保する。**

**（b）条約第33条（2）および委員会の一般的意見第7号に沿って、条約の実施を独自に監視する任務を遂行するためのオーストラリア人権委員会の所掌範囲と権限を拡大・強化するため、既存の法律を改正するか、または国の包括的な人権法を含む新法を制定する。**

**（c）2017年に上院地域問題常任委員会が勧告したように、全国障害戦略の下に障害者戦略室を含む正式な監視の仕組みを確立し、連邦と州の間の効果的な調整を確保する。**

**（d）障害のある人とその代表組織が条約の実施と監視に有意義に関与するための正式な仕組みを確立し、持続可能で適切な資金を確保する。**

**IV．ファローアップ**

**情報の普及**

**63. 委員会は、本総括所見に含まれるすべての勧告の重要性を強調する。講じなければならない緊急の措置として、委員会は、第6項（b）の条約第12条、第17条及び第18条に関する解釈宣言の見直し及び撤回、並びに人の自由及び安全に関する第28項に含まれる勧告に締約国の注意を喚起したい。**

**64.** **委員会は、締約国に対し、本総括所見に含まれる勧告を実施するよう要請する。委員会は、締約国に対し、政府及び国会のメンバー、関連省庁の職員、司法及び教育、医療、法律の専門家等の関連専門家グループのメンバー、並びに地方自治体、民間組織・企業及びメディアに対して、近代的な社会的コミュニケーション戦略を用いて、検討及び行動のため総括所見を送信することを勧告する。**

**65.** **委員会は、締約国に対し、その定期報告の作成に市民社会組織、特に障害のある人の組織を参加させることを強く奨励する。**

**66.** **委員会は、締約国に対し、非政府組織及び障害のある人の代表組織、障害のある人自身及びその家族を含め、手話言語を含む国語及び少数言語、で、またアクセス可能な形式で、本総括所見を広く普及させ、政府の人権に関するウェブサイトに掲げることを要請する。**

**次回の定期報告**

**67.** **委員会は、締約国に対し、2026年8月17日までに第4回及び第5回の合併定期報告を提出し、その中に本総括所見でなされた勧告の実施に関する情報を含めるよう要請する。また、委員会は、委員会の簡易報告手順に基づき、上記報告を提出するよう締約国に要請する。この手順では委員会が締約国の報告期限の少なくとも1年前に事前質問事項を作成し、この事前質問事項に対する締約国の回答がその報告とされる。**

**（翻訳:佐藤久夫・岡本明）**